

試験委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）の定款に基づき、臨床検査士資格認定試験の実施に関する事項について定めることを目的とする。

(臨床検査士資格認定試験)

第2条 当法人は、臨床検査に関与する者の学術及び技術の向上を図り、もってわが国の医療の発展に寄与することを目的として、一般社団法人日本臨床検査医学会（以下「検査医学会」という。）との共催のもと、臨床検査士資格認定試験を実施する。

2 臨床検査士とは、臨床検査室等において医師の指示のもとに微生物学、寄生虫学、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学及び生理検査等の諸検査を正しく行い得ることを認定された者をいう。

3 臨床検査士の資格を、以下の種別に分け認定する。

(1) 二級臨床検査士 臨床検査技師が検査技術の理論を理解するとともに、日常の検査に必要な基本的知識と技術を有していることを判定する。

具体的には、次のいずれかの科目の諸検査について、所定の資格認定試験を行う。

微生物学（寄生虫学を含む）、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学、循環生理学、神経生理学、呼吸生理学

(2) 一級臨床検査士 医療における臨床検査の意義を理解し、検査技術に熟達するのみならず、検査技術の理論を理解するとともに、新しい検査法を適切に採り入れる能力を有する者であって、かつ、協調性をもち、検査室にあつては指導的技術者として日常検査業務を管理する能力を有していることを判定する。

具体的には、二級臨床検査士の資格取得後、すでに取得した二級の科目に相当する次のいずれかの科目の諸検査について、所定の資格認定試験を行う。

微生物学（寄生虫学を含む）、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学、循環生理学、神経生理学、呼吸生理学

(3) 緊急臨床検査士 緊急時における検査に対応できる臨床検査技師であることを判定する。

具体的には、一般、生化学、血液、輸血、微生物、生理の6つの検査について、所定の資格認定試験を行う。

(認定試験の実施)

第3条 前条に定める臨床検査士資格認定試験は、それぞれ、試験委員会が毎年1回実施する。

- 2 臨床検査士資格認定試験は、筆記試験、実技試験及び口答試験の方法により行う。
- 3 一級臨床検査士資格更新試験は、別に定める方法により行う。
- 4 当該年度の試験案内の公示は、原則として実施3か月前に行う。
- 5 試験会場は、別途定める。

(受験資格等)

第4条 各試験の受験資格は、以下のとおりとする。

- (1) 二級臨床検査士 臨床検査技師国家試験に合格し、すでに登録を終えて、臨床検査技師の資格を有する者。
- (2) 一級臨床検査士 臨床検査技師(国家試験)資格取得後5年以上の実務歴又は教育歴を有し、かつ、二級臨床検査士資格認定試験当該科目に合格後3年以上の実務歴又は教育歴を有する者。
- (3) 緊急臨床検査士 臨床検査技師国家試験に合格し、すでに登録を終えて、臨床検査技師の資格を有する者。

2 各試験の受験希望者は、願書提出時に、その職歴についての所属長等の証明書を提出することを要する。

(合格者の決定)

第5条 臨床検査士資格認定試験の合格者は、科目ごとの判定会議及び合同判定会議による判定に基づき、試験委員会が決定する。

- 2 科目ごとの判定会議は、当該科目の試験実行委員を構成員とする。
- 3 合同判定会議は、試験委員会の委員及び各科目の主任試験実行委員を構成員とし、試験委員会が主催する。合同判定会議においては、科目ごとの判定会議の結果を踏まえ、合否を判定する。
- 4 受験者に対する合否の通知は、試験委員会が合格者を決定した後、個別

に通知することによって行う。

(登録)

第6条 臨床検査士資格認定試験に合格した者は、それぞれ二級臨床検査士、一級臨床検査士又は緊急臨床検査士として登録される。

2 前項の者のうち認定料を納付した者には、当法人及び検査医学会が発行する資格認定証を交付するものとする。

(欠格、失格及び合格の取消し等)

第7条 次の各号に該当する者は欠格又は失格とする。

(1) 臨床検査に関して犯罪、不正又は本制度の主旨に反する行為があった者。

(2) その他、前号に準ずる行為があった者。

2 試験委員会は、不正の手段によって臨床検査士資格認定試験を受け、若しくは受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて臨床検査士資格認定試験を受けることができないものとするができる。

(委員)

第8条 試験委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会には委員長1名及び副委員長2名を置く。委員長は理事長が、副委員長は副理事長2名が務める。

4 委員は、試験委員会業務担当理事のほか、理事のうちから選任する。

(委員会の開催)

第9条 委員会は委員長が年1回及び必要時に招集する。会議における討議、決議事項は理事会に報告し承認を受ける。

(試験統括責任者)

第10条 委員長は、試験の実務全般を統括する者として、委員のうちから、試験統括責任者1名を任命することができる。

(試験実行委員)

第11条 委員会に、臨床検査士資格認定試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるための試験実行委員を置く。

- 2 試験実行委員は、臨床検査に精通した医師、臨床検査士資格認定試験合格者又はこれに相当する十分な経験と実力を有する者とする。
- 3 概ね受験者3.5名に対して試験実行委員1名を置くことを原則とする。試験実行委員の委嘱に際しては、同一施設に著しく偏らないよう配慮するとともに、実技試験の公平性を確保するため、試験実行委員と受験生が同一施設にならないように配慮する。
- 4 試験実行委員には、当法人の委嘱状を発行する。
- 5 各科目に、試験実行委員の中から主任試験実行委員を置く。主任試験実行委員は、筆記試験、実技試験及び口答試験の実務を計画し実施する。
- 6 主任試験実行委員を補佐する者として、試験実行委員の中から副主任試験実行委員を置くことができる。

(試験問題の取扱い)

- 第12条 筆記試験、実技試験及び口答試験を作成するに際しては、各科目の主任試験実行委員を中心に内容を十分検討する。
- 2 試験問題の作成に携わった者は、試験問題を何人にも漏洩してはならない。

(一級臨床検査士の資格更新)

- 第13条 一級臨床検査士の資格登録期間は、当該試験に合格した年の翌年1月1日から5年間とし、資格登録期間満了をもって、一級臨床検査士の資格は効力を失う。
- 2 一級臨床検査士の資格は、5年ごとに更新することができる。資格の更新をするためには、前項の資格登録期間の最終年に、所定の資格更新試験を受験し、これに合格しなければならない。
 - 3 第1項の資格の更新を希望する者は、所定の書類を提出して更新申請をしなければならない。更新申請をする者は、第1項の資格登録期間中に、更新申請の資格審査基準を満たす単位を取得しなければならない。
 - 4 試験委員会は、更新申請書類を審査し、更新申請者が受験資格を有するか否かを決定する。
 - 5 資格更新試験の合格者は、試験委員会が決定する。
 - 6 第1項の規定にかかわらず、平成28年までに一級臨床検査士に合格した者の資格登録期間は、無期限とする。

(更新の猶予)

- 第14条 前条第1項の資格登録期間の最終年において次に掲げる事由のある

場合は、本人の申請により、試験委員会が審査した上、一級臨床検査士資格の更新を猶予することができる。ただし、(1)及び(2)の期間は原則として6か月以上、(3)乃至(5)の期間は原則として1年以上とする。

(1) 長期療養（休業を伴うもの）

(2) 海外出張、在留

(3) 育児休暇

(4) 介護休暇

(5) 長期離職（進学を含む）

(6) 不測の事故、事象

(7) その他やむを得ない事由

2 前項の猶予申請は1年ごとに行うものとし、猶予期間は原則として2年までとする。

3 第1項の猶予をした後、資格を更新した場合、猶予期間は更新期間に含まれるものとする。

4 第1項の猶予を受けた者は、猶予期間中、一級臨床検査士の称号を使用することができない。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

1 この規程は平成25年3月24日から実施する。

平成28年3月27日改定

平成29年1月28日改定